

別表第1 大気基準適用施設（ダイ特法令別表第1）

施設の種類	施設の規模要件
1 焼結炉	焼結鉱（銑鉄の製造用に限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1 t/h 以上のもの
2 製鋼用電気炉	製鋼の用に供する電気炉（鑄鋼又は鍛鋼の製造用を除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000kVA 以上のもの
3 亜鉛の回収施設	亜鉛の回収（製鋼用の電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が0.5t/h 以上のもの
4 アルミニウム合金製造施設	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が0.5t/h 以上のもの、溶解炉にあっては容量が1 t 以上のもの
5 廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの火床面積の合計）が0.5㎡以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの焼却能力の合計）が50kg/h 以上のもの